

行政組織の見直しに伴う関係規則の
整備に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 16 号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(野田市職員の職名に関する規則の一部改正)

第 1 条 野田市職員の職名に関する規則（昭和 39 年野田市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「係長」を「係長 調整官」に改める。

別表第 2 中「作業指導員」を「作業指導員 統括支援員」に改める。

(野田市行政組織規則の一部改正)

第 2 条 野田市行政組織規則（昭和 54 年野田市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「福祉事務所」という。）」の次に「、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定により設置されたこども家庭センター」を加える。

第 4 条第 1 項の表総務部の項行政管理課の目中

「

事務管理係 統計係

」を
」
「

事務管理係

」に改め、同項情報政策課の目
」

中「情報システム係」を「情報システム係 統計係」に改め、同表市民生活部の項市民生活課の目中「交通指導係 防犯係」を「防犯安全係」に改め、同表自然経済推進部の項スポーツ推進課の目中

「

スポーツ推進係

」を
」

「
| スポーツ推進係 スポーツまちづくり |
| 係 | に改め、同表環境部の項清掃
」

「
計画課の目中 | 計画係 ごみ減量係 | を
」

「
| ごみ減量計画係 | に改め、同表健康子ども部の
」

項子ども家庭総合支援課の目中「支援二係 支援三係」を「支援二係」に改める。

第3章中第3節を第4節とし、第2節の次に次の1節を加える。

第3節 こども家庭センター

(こども家庭センター)

第6条の3 こども家庭センターにこども家庭センター長及び統括支援員を置く。

2 こども家庭センターの事務は、健康子ども部児童家庭課、健康子ども部子ども保育課、健康子ども部子ども家庭総合支援課、健康子ども部保健センター及び関宿保健センターで分掌する。

第8条第4項、第11条第1項、第11条の3第1項並びに第14条第2項及び第5項中「副主幹」の次に「、調整官」を加える。

第15条の3を第15条の4とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

(こども家庭センター長及び統括支援員の職務)

第15条の3 こども家庭センター長は、母子保健機能及び児童福祉機能の一元的な管理を行うための適切な指揮命令を行うほか、第9条の3の例による。

2 統括支援員は、こども家庭センター長の指揮のもとに母子保健機能及び児童福祉機能に係る業務について俯瞰^{ふかん}して判断し、実務面においてリーダーシップを執り、業務マネジメントを行う。

別表第1 企画財政部の項企画調整課の目中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

14 移住、定住に関すること。

別表第1 総務部の項行政管理課の目第6号中「公私連携型保育所」の次に「の進行管理」を加え、同目中第8号から第10号までを削り、第11号を第8号とし、同項情報政策課の目に次の3号を加える。

11 自主統計調査に関すること。

12 国及び県の委託統計に関すること。

13 各種統計資料の収集整理に関すること。

別表第1 自然経済推進部の項スポーツ推進課の目第6号中「体育施設（関宿少年野球場）」を「スポーツ施設（関宿スポーツパーク）」に改め、同目第7号中「野田市総合公園」を「総合公園」に、「関宿少年野球場」を「関宿スポーツパーク」に改め、同目中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

12 スポーツコミッションに関すること。

別表第1 建設局の項土木部の目道路サービス課の節第2号の次に次の1号を加える。

3 農道の機能維持及び補修に関すること。

別表第1 建設局の項都市部の目都市計画課の節第56号中「建替え等」を「再生等」に改め、同表福祉部の項高齢者支援課の目中第25号を第27号とし、第13号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の2号を加える。

13 楽寿園の指定管理者の監理に関すること。

14 老人デイサービスセンターの指定管理者の監理に関すること。

別表第1 福祉部の項介護支援課の目中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第31号までを2号ずつ繰り上げ、同表健康子ども部の項児童家庭課の目中第19号を第20号とし、第6号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

6 こども家庭センターの児童福祉機能の業務に関すること。

別表第1健康子ども部の項子ども保育課の目中第18号を第20号とし、第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、第15号を第16号とし、第3号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

17 こども家庭センターの児童福祉機能の業務に関すること。

別表第1健康子ども部の項子ども保育課の目第2号の次に次の1号を加える。

3 公私連携型保育所に関すること。

別表第1子ども家庭総合支援課の目第1号中「子ども家庭総合支援拠点」を「こども家庭センターの児童福祉機能」に改め、同項保健センターの目第21号中「子育て世代包括支援センター」を「こども家庭センターの母子保健機能」に改める。

別表第1の3市政推進室の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

別表第3支所の項第12号中「除籍通知書」を「学齢簿記載事項変更通知書」に改め、同項第24号中「資源再生利用助成金」を「資源回収報償金」に改め、同項中第45号を第46号とし、第44号の次に次の1号を加える。

45 地域交通の受付等に関すること。

別表第4出張所の項第12号中「除籍通知書」を「学齢簿記載事項変更通知書」に改め、同項第18号中「係る証明書」の次に「等」を加え、同項第21号中「資源再生利用助成金」を「資源回収報償金」に改め、同項中第41号を第42号とし、第40号を第41号とし、第39号の次に次の1号を加える。

40 地域交通の受付等に関すること。

別表第5関宿保健センターの項第16号中「子育て世代包括支援センター」を「こども家庭センターの母子保健機能」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。